●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年９月９日

香川県監査委員　林　　　勲
同　鍋嶋明人
同　山田正芳
同　十河　直

1　監査対象部局　　土木部

2　監査対象年度　　平成25年度

3　監査の概要

監査対象機関	監査年月日
長尾土木事務所	平成26年８月６日
高松港管理事務所	平成26年８月７日
高松土木事務所	〃
西讃土木事務所	〃
中讃土木事務所	〃
住宅課	平成26年８月19日
技術企画課（工事検査室）	〃
下水道課	〃
都市計画課	〃
建築指導課	平成26年８月20日
道路課	平成26年８月25日
土木監理課	〃
港湾課	〃
河川砂防課	平成26年８月29日

4　監査の結果

財務に関する事務については、次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

（1）　指摘事項

該当事項なし

（2）　指導注意事項

ア　収入事務について

（ア）　設置を許可した都市公園施設（自動販売機）に係る管理諸経費（平成25年度下半期分）について、土木事務所において徴収していなかった。（高松土木事務所）

（イ）　河川・海岸占用料について、決裁を受けずに減額調定がなされたものがあった。（西讃土木事務所）

（ウ）　現金受払簿については、所属長及び出納員は現金受払の都度、検査・照合し、押印する必要がある。（中讃土木事務所）

（エ）　旧香川県住宅供給公社から県に引き継いだ土地の貸付料について、収入手続が８か月以上遅延しているものがあった。（住宅課）

イ　支出事務について

単独県費団体補助要綱に基づく補助について、同要綱に定める団体指定等の手続が遅延していた。（港湾課）

（３）　検討指示事項

該当事項なし